Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年9月29日
住宅局建築指導課

定期検査報告が行われたエレベーターの二重ブレーキの設置状況を初めて調査
～１７%のエレベーターで二重ブレーキが設置されていました～

国土交通省は、平成２８年度に定期検査報告※1が行われたエレベーター約６９万台を対象に戸開走行保護装置（いわゆる二重ブレーキ）※2の設置状況を初めて調査したところ、約１７%にあたる約１２万台のエレベーターで二重ブレーキが設置されていました。

また、定期検査報告の対象ではない中央官庁の建築物のエレベーター３５７台についても設置状況を調査したところ、約２２%にあたる７８台で二重ブレーキが設置されていました。

※１　建築基準法第 12 条第 3 項の規定により、管理者等に対し、定期的な検査（エレベーターは年 1 回以上）を実施し、その結果を特定行政庁に報告するよう義務づけた制度。

※２　別添参照

建築基準法施行令の改正が施行された平成２１年９月２８日以降に設置されるエレベーターについては、二重ブレーキの設置が義務づけられています。また、施行前に設置されたエレベーターについては、大規模改修等を行うまでは二重ブレーキの設置義務はありませんが、国土交通省では安全性確保のため、二重ブレーキの設置を促進しているところです。

今後とも二重ブレーキの設置の促進を図るとともに、定期的に設置状況の調査を行ってまいります。

・調査対象　平成２８年度に定期検査報告が行われたエレベーター

・調査方法　特定行政庁に対し書面で実施

・調査結果（詳細は別紙１）

エレベーター台数	二重ブレーキ設置台数	設置率
688,924 台	119,868 台	17.4%

※中央官庁は 357 台中 78 台（21.8%）に設置（詳細は別紙２）

問い合わせ先
国土交通省 住宅局 建築指導課　課長補佐　鳥枝（39-513）
係長　湯浅（39-576）
代表　03-5253-8111　直通　03-5253-8951　FAX　03-5253-1630